

平成26年度

第3回 栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

平成26年度 第3回 栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

- 1 日 時 平成26年10月20日（月）14：00～15：59
- 2 場 所 栃木県庁本館6階 大会議室1
- 3 出席者 （委 員）奥本 雅之 （栃木県経済同友会理事）
加藤 幸子 （栃木県女性団体連絡協議会事務局長）
田坂 聡明 （宇都宮大学農学部教授）
田村 孝浩 （宇都宮大学農学部准教授）
根本 智子 （弁護士 栃木県弁護士会）
築瀬 範彦 （足利工業大学工学部教授）
- 4 議事案件 (1)栃木県県土整備部所管事業の事後評価について（報告案件）
ア 道路事業1件
イ 街路事業3件
(2)栃木県農政部所管事業の事後評価について（報告案件）
ア 圃場整備事業1件
(3)市町及び(公財)栃木県農業振興公社所管事業の事後評価について（報告案件）
ア 農村整備事業3件
イ 草地開発整備事業1件

5 議 事

○道路事業「一般県道佐野田沼インター線 佐野市田沼インター工区」(県事業)

(栃木県)

事業概要を「資料2-1」に基づき説明。

以下質疑応答。

(委員)

説明の中で、佐野田沼インター線の効果なのか、高速道路の効果なのか、判断が難しいところがあると感じました。この佐野田沼インター線が開通しないとインターチェンジを利用できないので、判別不可能なのかなと理解して聞いていたのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。補足説明をお願いします。

(栃木県)

我々も、単独の道路事業とはちょっと違った毛色の事業と捉えていまして、正直、今回評価するにもどうしたらいいかといろいろ考えました。これ単体で事業効果が出るものではなく、高速道路と相まって効果を発揮するという点では、委員が今おっしゃったとおりだと我々も考えているところです。

当然、地域振興の観点からそこにインターチェンジをつくるということが一番最初にあったと思いますので、それを実現するための道路整備と我々は考えておりまして、通常のボトルネックの解消などとは種類が違っていると理解しております。

(委員長)

ネットワークが完成しないと道路は本来の機能を発揮しませんから、その意味でいうと、この道路の実現で地域一帯のネットワークが完成したということなのでしょう。ただ、余りそこを言いすぎると、どちらの効果だという話になってくるのも事実だと思います。

○街路事業「小山栃木都市計画道路3・4・103号小山南通り 小山市横倉新田」(県事業)

○街路事業「小山栃木都市計画道路3・4・105号間々田北通り 小山市間々田」(県事業)

○街路事業「宇都宮都市計画道路3・4・905号安塚駅西線 壬生町安塚」(県事業)

(栃木県)

事業概要を「資料3-1」～「資料3-3」に基づき説明。

以下質疑応答。

(委員)

「資料3-2」間々田北通りは、アンダーを通す形態になっています。最近、短期間で集中的に

雨が降るケースがふえてきているのですが、アンダーの道路をつくる際の冠水対策としてどのような対策がとられているのか、教えてください。

(栃木県)

雨が降った際の冠水対策ということで、ポンプを設置しています。降雨確率でいうと10分の1ですが、これを確率規模にしますと1時間で大体60mm弱の雨までは対応できる施設として整備しています。

(委員)

「資料3-2」間々田北通りですが、事業期間がかなり長く時間がかかっている、用地交渉のところが予定の2倍くらい時間がかかったと説明がありました。具体的に何処が予定通り進まなかったのか、説明をお願いします。

(栃木県)

一つに相続関係でそれを整理するのにある程度の時間がかかったということがありました。

相続が発生し、相続人に対して改めて説明をしてというプロセスを踏んでいかなければならない部分があり、そういったことを一つ一つ丁寧にやった結果ということです。

(委員)

「資料3-1」小山南通りで「小山市街地内」という言葉が使われています。「市街地」の定義がどうなっているのか、教えてください。

(栃木県)

「市街地」の概念というのはいろいろあるかと思いますが、今回は街路事業でやったということで、市街化区域、いわゆる用途地域、あるいはもっと細かい話になるとD I D地区といったものがありますが、基本的には用途地域の中の工事について街路事業を進めています。今回の箇所についても、小山市内の用途地域の端の部分ではありますが、小山市の骨格となる道路の一部を整備するというところで、説明の中では「市街地」と表現しています。

(委員)

最近いろいろなところで問題になっているのですが、歩道と自転車道が一緒になっているところと、歩道と自転車道が別々になっているところがあります。その区別はどうつけるのですか。

(栃木県)

自転車がどこを通るかというところですが、車道の左端を走りなさいというのが基本になっています。その場合、そこに空間を確保する場合は自転車道として整備します。一方で、必ずしもそうではなくて、歩道の中に自転車の通行帯をつくるものを自転車・歩行者道と表現しているのですが、そういったときは歩道の中の右側（車道寄り）を走りなさいということです。自転車・歩行者道は、自転

車が入る分、標準的には自転車・歩行者道のほうが広い幅員をとる規格になっています。

(委員)

いろいろなところで気がついたのですが、大きな駅前などでは歩道に点字ブロックが設置されていますが、途中でなくなってしまいます。あれはどういうことなのでしょう。

(栃木県)

実態を細かく把握しているわけではないのですが、歩行者の点字ブロックについては、基本的には連続性を確保することが重要ですので、決まったエリアの中ではそういった整備を進めています。街なかには安心歩行エリアを定めて、そこを重点的にやっています。

お気付きの部分があれば後でお知らせいただきたいのですが、そういう部分についても、エリアの中であれば連続性が確保できるような形で整備に努めてまいりたいと考えています。

(委員長)

ゾーニングして、そのゾーンの中でバリアフリー化を図るということですね。

(委員)

どういう判断で車道幅員などを決めているのですか。適宜状況によって決めているのですか、交通量で決めているのですか。

(栃木県)

街路事業ということで、道路構造令上でいうと4種の道路という扱いになります。4種については、交通量によって4種1級から4級までありまして、通常は4種1級の場合で3.25m、それ以下は3mとなっています。基本的には、将来の交通量を推計して、その中で道路幅員を地域の状況を鑑みながら判断して決めています。

○圃場整備事業「圃場整備事業 宇都宮市徳次郎」(県事業)

(栃木県)

事業概要を「資料5-1」に基づき説明。

以下質疑応答。

(委員)

今回の圃場整備事業のおかげで維持管理費が76%も縮減したということですが、これは相当の効果だと思います。排水等の整備によって縮減したということだと思いますが、具体的に整備がされるまではどのような維持管理をされて、それがどのようなことで改善したのか教えてください。

(栃木県)

従前の未整備地区については、例えば水路については土でできた水路になっています。草刈りや、法面の土砂が崩れてきますのでその敷ざらいに非常に労力がかかっていました。整備後については、水路にコンクリートの製品を入れることによって、草刈りの面積が減ったり、敷ざらいの量も減るという形で効果が発生しています。

(委員)

ということは、維持管理費は金額で換算していますが、これはそれにかかっていた人件費の分が減ったということでしょうか。

(栃木県)

計画の際に、実際にかかっている維持管理費のコスト計算をしています。整備前後の作業量に合ったコストの差額が効果として発生しているということです。

(委員)

維持管理についてですが、今のようなお話を聞くとかなり負担が軽減されているのはわかるのですが、とはいえ非常に高齢化も進んでいます。こういう形で負担を小さくしながら、今後さらに高齢化が進む中で、どのように施設の維持管理体制の維持・強化をするのか具体的に説明願います。

(栃木県)

これから先農村地域をどうやって維持保全していくかは一つの課題になっています。そういった状況の中で、昨年度、攻めの農林水産業ということで、国が4つの農政改革を打ち出しています。そのうちの1つが「多面的機能の維持・発揮」です。従来から「農地・水保全管理支払交付金」という事業があり、農家と非農家を含め地域が一体となって行う草刈りや道路の補修といった維持・保全活動を支援しています。この事業を活用し、持続的な農村の維持発展を図っていくことがこれから必要ではないかと考えています。

(委員)

この地域の農家の1割程度の担い手が50%程度の面積を耕作するというので、非常に効果が上がったところだと思いますが、維持管理に関しては担い手に重点的に行っていただくという方針でいるのか、それとも地域全体で行っていくという方向にいくのか、教えて下さい。

(栃木県)

土地改良区という地元農家による組織がありますが、これは圃場整備事業を推進して事業を実施した後、農業用施設の維持管理を行う組織になります。農業者が減少する中、土地改良区の役員も高齢化しているということで、維持管理を適切に運営していくことは確かに難しいと思います。先ほど

お話ししましたように、農業者だけではなくて、地域が一体となって農村地域を維持保全していくという地域政策的な事業として「農地・水保全管理支払交付金」が国で制度化されています。農業者だけではなくて、非農家の方も含めて地域全体を守っていくということで、取り組んでいきたいと思っています。

○農村整備事業「農業集落排水事業 上三川町上三川東部」（上三川町事業）

○農村整備事業「農業集落排水事業 鹿沼市菊沢西」（鹿沼市事業）

○農村整備事業「農業集落排水事業 真岡市二宮東部」（真岡市事業）

（栃木県）

事業概要を「資料7－1」～「資料7－3」に基づき説明。

以下質疑応答。

（委員）

事業概要をみると、二宮東部地区の総事業費が他のところに比べて相対的に高くなっていることが読み取れます。これは区域面積が広いことと、地形的なものでしょうか、中継ポンプが他のところに比べて2倍くらいあるので、そういうことが事業費の高騰に寄与したと捉えていいのでしょうか。そこについて説明をお願いします。

（栃木県）

二宮東部地区については、処理施設の中にコンポスト施設といって汚泥を堆肥化する施設がここだけ設置されています。また、県南の地域で、地形勾配が緩くなっており、管路がどんどん深くなっていくことから、中継ポンプで持ち上げて管路の施設費を安くしているため、中継ポンプの箇所数もふえています。

（委員）

これを今後維持管理していくわけですが、維持管理費用はどのような形で出てくるのか。そのあたりを教えてください。

（栃木県）

公共下水道と同じように、維持管理については利用者から一定の料金をいただいております。その料金と、市町の負担等で維持管理しています。

（委員）

汚泥を肥料化して一部販売しているということでしたが、そういう費用が出た場合はそれが例えば維持管理費に回るとか、そういう体制まではまだできていないのですか。

(栃木県)

汚泥につきましては、一部、有料販売している施設もありますが、収入として当てにできるほどの量が出ているわけではありませので、基本的には使用料等で賄っています。

(委員)

アンケートの結果を見ていたのですが、これは地域性があるのでしょうか。上三川、菊沢、二宮とあるのですが、菊沢は全てに関して余りよくないような状況です。例えば農業用水施設機能の維持も、「楽になった」が48.6%と他から比べてかなり少ない。生活環境・水環境なども、「以前より親しみのある水辺空間になったと感じる」も、51.8%。これは地域の差があるのでしょうか。

(栃木県)

どうしても若干地域差があると思います。また、現在の接続率等において、菊沢西が一番低いということが影響していると思います。

(委員)

効果が余り出ていないような感じも受けるのですが。

(栃木県)

若干値が低いところもあるかと思いますが、一定の効果は出ていると考えております。

(委員)

全国の農業集落排水事業の整備状況は、100%のところもあるけれども、まだ栃木県は95%との説明がありました。残り5%を達成するのは大変難しいことなのですか、それとも頑張ったら可能なのでしょうか。

(栃木県)

計画では105地区で推進しておりまして、そのうち99地区が完了しております。1地区は現在実施中で、残り5地区となっています。5地区につきましては、順次事業化に向けて市町で推進しているところです。5カ年計画の中でも着手予定地区が2地区あり、100%に向けて各々の市町で努力しているところです。

○草地開発整備事業

「畜産基盤再編総合整備事業 那須塩原市栃木黒磯」((公財)栃木県農業振興公社事業)

(栃木県)

事業概要を「資料8-1」に基づき説明。

以下質疑応答。

(委員)

2点、補足説明をお願いします。

まず1点目です。事業期間が約5年間で事業が完了しています。面積は70.2haとかなり広範囲ですが、約5年で完了したことに驚いています。これは受益者数が少ないことが理由でしょうか。

2点目は、整備効果についてです。飼料生産基盤の面積が2倍に増加したことは非常にわかりやすいのですが、この整備を行うことで、副次的な効果として借地分での経営規模が拡大するという説明がありました。そのようなことはあると思いますが、私には借地分を含めて経営規模が拡大するという論理がわからないので、そこについて補足してください。

(栃木県)

まず事業期間ですが、事業計画から着手までのプロセスを説明します。まず平成15年度に事業計画を作成しています。参加農家11名を4年から5年に分けて、実施順序を決めて1年間に2名から3名を実施していくことになります。計画的に着手したため、約5年間でこの整備面積を実施することができたと考えております。

2点目の整備効果で借地も含めてということですが、事業により草地の造成・整備をすることによって草地が集約化され作業効率が上がったりしたことで、農家はさらに借地をすることができました。

(委員)

自分の所有地を整備したことで効率が上がって余剰時間ができたため、ほかに借りて規模拡大ができるようになった。土地改良事業で見られるような効果が出ていると理解すればいいですか。

(栃木県)

はい。

(委員)

整備効果の飼料自給率の向上は同じように借地分の生産量を含んで計算していると思います。生乳生産量の拡大は借地分の効果は含まれているのですか。

(栃木県)

まず飼養頭数ですが、事業実施前は578頭でしたが、事業実施後は855頭に増加しました。このことにより、借地分も含め、経営全体で生乳生産量が4,087 t から7,268 t に増加しました。

(委員)

整備対象の面積内で、578頭から855頭に増えたということで、借地で飼っている分は別にいるということですか。

(栃木県)

借地した土地は牧草を生産する場であり飼養頭数は畜舎等で飼う全体頭数を表しています。

(委員)

生産物については借地分も含めた効果で増えたと整理することが妥当と考えますが、それによろしいですか。

(栃木県)

はい。

(委員)

圃場整備事業は自治体が事業を実施していますが、なぜ本事業は栃木県農業振興公社が事業主体なのですか。

(栃木県)

草地開発整備事業（畜産基盤再編総合整備事業）は国の補助事業で実施していますが、国の実施要領で、「事業主体は農業公社」と位置づけられています。農業公社の定義は、非営利法人であること、県が出資している団体であること、また本事業業の実施にあたり業務既定を設けて県の承認を受けていることなどの条件があります。その条件を満たした栃木県農業振興公社が実施しています。なお、栃木県農業振興公社が事業主体となり、昭和48年からこの事業は実施しています。

(委員長)

それでは、質問も意見もないようですので、事後評価の報告については全て終わりにしたいと思います。

各事業の担当課においては、今後、同種類の事業を実施する場合には、ただいまの意見等を参考に、計画に反映していただきたいと思います。以上をもちまして本日の議事は終了します。